

平成二十二年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育委員会、広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年三月二十六日

広島県監査委員	犬	童	英	徳
同	門	田	峻	徳
同	高	橋	義	則
同	佐	藤		均

平成 22 年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【テーマ】 広島県の債権及び将来損失について	
第 2 監査結果の要約と提言	
2 指摘事項	
(1) 与信管理手続 該当なし。	
<p>(2) 債権契約手続</p> <p>●不適切な条件変更(報告書 P8, P26, P92)</p> <p>【指摘事項】</p> <p>広島県土地開発公社貸付金の金銭消費貸借契約書では、繰り上げ償還の条項はあるが、履行期限の延期に係る条項はない。それにもかかわらず、この貸付金では、平成4年から17年間、毎年、変更契約書を締結して履行期限を継続的に延長している。</p> <p>「広島県債権管理事務取扱規則」第19条(履行期限を延長する期間)では、「履行延期の特約等をする場合における当該延期に係る履行期限は、当該債権の履行期限(当該債権の履行期限後に履行延期の特約をする場合には、当該特約等をする日)の翌日から起算して5年以内において定めなければならない。ただし、履行延期の特約をする目的を十分に達することができないときその他特別の事情があるときは、5年を超えて定めることができる。」とあり、原則は、5年以内の履行期限の延長である。なお、広島県土地開発公社は、昨年の包括外部監査でも指摘したように、弁済原資のための潤沢な運用資金を要している団体である。</p> <p>貸付金の償還は、広島県土地開発公社が先行取得した土地を県が再取得した資金によって償還するというスキームになっているが、履行期限の延期を際限なく行うことは、契約上の履行期限の定めを軽視するものであり、適正な債権の条件変更とは言えない。貸付金によって取得した土地の活用方針を早期に決定し、履行期限を明確に定めるべきである(広島県土地開発公社貸付金)。</p>	<p>【土木局】</p> <p>指摘のあった未活用地については、昭和63年3月24日に県と土地開発公社で「公共事業用地先行取得資金貸付契約書」を締結し、返還の履行期限を昭和68年3月31日とした。</p> <p>その後、現状での土地の活用方針が決定していないというやむをえない理由から、平成2年9月14日に締結した変更契約にて、履行期限を平成8年3月31日に改め、平成8年より現在に至るまで1年ごとに履行期限を延長している。</p> <p>これまで、庁内組織である県有地等分譲推進会議において、未活用地の今後の活用について企業の誘致などの検討を行ってきているところであるが、現時点において活用方法は決まっていない。</p> <p>引き続き、関係部局と協力して、早期に土地の活用方法が決まるよう努めていく。</p>
<p>(3) 債権管理手続</p> <p>●不適切な会計処理・科目表示(報告書 P9～, P26, P139)</p> <p>【指摘事項】</p> <p>土地造成事業会計の貸借対照表科目である投資勘定で、「未精算金」という不明確な勘定を使用するのは会計処理及び企業内容の公表上不適切である。この未精算金の具体的内容は、「一般会計への長期立替金10億25百万円」、「一般会計に付け替えるべき土地売却損19億39百万円」である。</p>	<p>【企業局】</p> <p>「未精算金」については、平成22年度決算書において、その内容について注記を加えたところである。</p> <p>なお、平成23年度決算以降は「未精算金」の勘定を「長期未収金」とし、引き続き決算書においてその内容を注記することとする。</p>

<p>4) 利子の管理手続</p> <p>●遅延損害金（違約金）の未請求 （報告書 P9～, P31）</p> <p>【指摘事項】</p> <p>県営住宅事業では、広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第2条によると、未納金額につき年 14.5%の延滞金を徴収すると定めている。社会的弱者を金銭的に追い込むべきではないという政策的配慮から、実際の運用では、延滞金の請求を行っていない。条例の規定に従って延滞金の請求及び徴収を行うか、又は、条例の改正を行うか、何らかの対応を検討するべきである。（県営住宅事業費収入未済）</p>	<p>〔都市局〕</p> <p>県営住宅は、住宅に困窮する者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸するなど、地域における多様な賃貸住宅の需要に対応し、居住水準の向上を図るため設置している。そのため、入居者は低額所得者及び高齢者等の社会的弱者となっている。</p> <p>延滞金を徴収とした場合は、社会的弱者の生活を金銭的に追い込むこととなるという問題や現在入居者の情報を管理している住宅管理システムの改修・開発を検討する必要がある等の問題がある。</p> <p>これらのことから、①延滞金徴収条例の有無、②延滞金徴収の状況、③延滞金を徴収している又は徴収していない場合の考え方、④延滞金徴収システムの内容並びに⑤延滞金徴収システムの開発期間及び開発費用について、他都道府県、政令市及び県内市町の状況について調査し、その結果をふまえて対応を検討する。</p>
--	--

平成 22 年度包括外部監査の結果による措置状況

<教育委員会所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(4) 利子の管理手続</p> <p>●遅延損害金（違約金）の未請求 （報告書 P9～, P31）</p> <p>【指摘事項】</p> <p>教育委員会の規定では、明確に徴収義務を定めているにもかかわらず、違約金を請求していない。実際に徴収できるか否かは別として、滞納者には違約金の請求を行うか、又は、条例の改正を行うか、何らかの対応を検討するべきである。</p>	<p>延滞利息については、広島県高等学校等奨学金貸付条例第 10 条で『正当な理由がなく償還期日までに償還しないときは、償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未納額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収する。』とある。</p> <p>現在、償還期日が到来しているにもかかわらず、償還を終えていない者がいるが、いずれも償還期日前に自宅訪問や現地調査を行うなどにより資力状況を調査し、今後の返済について約定書を徴取した上で、貸付金の徴収に取り組んでいるところであり、延滞利息は徴収していない。</p> <p>今後は、償還期日の到来する者が急速に増加することから、個別対応が困難になることが考えられるため、県税の延滞金の取扱いや他県での延滞利息についての取組み状況などを参考に、奨学金債権の性質や特性を十分考慮した上で、延滞利息の徴収に関する取扱いを定めることとする。</p>

平成 22 年度包括外部監査の結果による措置状況

<公安委員会所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(4) 利子の管理手続</p> <ul style="list-style-type: none">●遅延損害金（違約金）の未請求 （報告書 P9～, P31） <p>【指摘事項】</p> <p>放置違反金は公法上の債権であるにもかかわらず、警察本部では遅延損害金を徴収していない。ごね得を助長するきらいがあり、公平性に欠けることから、何らかの対応を検討すべきである。</p>	<p>遅延損害金（延滞金）を徴収する方向で検討している。</p> <p>放置違反金の適正な徴収に努めるとともに、システムの改修による延滞金の徴収を検討する。</p>

平成 22 年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>3 意見</p>	
<p>(2) 債権契約手続 ●県職員の民間金融機関への派遣 (報告書 P11, P23, P75)</p> <p>【意見】 債権保全手続等を含めた総合的な審査ノウハウを高めるためには、原則3年のローテーションルールの例外で、専門職として長期にわたり審査を担当することが必要ではないかと思われる。また、貸付担当者の訓練は、体系的かつ専門的に行われる必要があるため、民間金融機関への派遣制度を検討することも必要と思われる。</p>	<p>〔商工労働局〕 高度化資金対象事業の診断は、中小企業診断士の有資格職員を中心に実施し、その債権管理については、マニュアルを策定し、対応している。 また、効果的な債権管理を行うため、弁護士に相談業務を委嘱し、一部債権については、サービサーに調査業務や回収業務を委託するなど外部専門家を活用している。</p>
<p>●安易な条件変更 (報告書 P11, P25)</p> <p>【意見】 「高度化資金」に見られる「最終しわ寄せ」による資金回収条件の変更は、結果的に調定が先送りされ、不良債権の顕在化を遅延させている。これを排除するためには、県の融資姿勢の抜本的な見直しが必要である。</p>	<p>〔商工労働局〕 平成 23 年度からは、償還猶予を希望する全ての組合に対し、経営改善計画の作成を義務付け、これを審査することにより、償還期限延長を抑制している。</p>
<p>●極端に小額な分割弁済の禁止 (報告書 P12, P24, P62)</p> <p>【意見】 母子寡婦福祉資金貸付金に見られる少額の貸付金に対しては、償還者の資力等を十分に確認し、償還期間が長期化しないという配慮が必要であり、月賦による弁済金額の僅少化に歯止めをかけることが望まれる。例えば、月 3,000 円未満の分割回収は認めないという規定の整備である。</p>	<p>〔健康福祉局〕 平成 23 年 6 月に「母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」の「第 8 償還期間、償還方法の変更」中「★償還期限設定の考え方」について「月額償還額を収入の概ね 20%又は 1 回の償還額が月額 3,000 円以上となることを目安に設定する。」と改正した。</p>

<p>●書類の保存期間の明確化 (報告書 P12, P26)</p> <p>【意見】 貸付関係書類の保存期間が不明確である。文書管理規則に定める基準に従った運用が必要と思われる。 (広島高速道路公社貸付金)</p>	<p>〔土木局〕 広島県文書等管理規則(以下、規則という。)別表(第7条関係)及び文書事務の手引きにおいて、貸付関係文書の保存年限については、公法上のものが5年、私法上のものが10年と、一般的な基準はあるものの、広島高速道路公社特別転貸債は償還期間が20年と、一般的な保存年限を越えるものである。債権管理上、貸付金全額が償還されるまで関係書類を保管する必要があり、規則第10条により関係書類の保存年限を延長しているため、保存期間が長期に及んでいる。 今後とも、広島県文書等管理規則の規定等に従って、貸付金全額が償還されるまでの間は関係書類を保管することとし、債権及び関係文書の適切な管理に努めることとする。</p>
<p>(3) 債権管理手続</p> <p>●県有財産の資産性についての検討 (報告書 P12, P28, P109~)</p> <p>【意見】 「特別徴収に係る個人県民税」の内容は、当年度5月に確定し、翌年度に調定される4月、5月分の特別徴収額である。県は、4月及び5月分の特別徴収額は、制度上、本年度中に調定の手続をとらないものの、県に収入すべき本年度課税分として確定しているとして、「財産に関する調書」の債権として計上している。 「特別徴収に係る個人県民税」は、貸付金のような金銭支出時に資産性を認識する「債権」ではなく、税収入の計上(歳入の調定)によって初めて資産性が認識される「未収金」である。地方自治法により、翌年度調定となる4月、5月分の特別徴収税額は、歳入として調定されない限り、未だ「未収金」ではなく、資産(債権)として計上すべきものではない。債権として計上するのなら、4月、5月分の特別徴収税額は歳入として調定し、「債権」ではなく「収入未済」として計上することになる。他県においては、4月、5月分の特別徴収に係る個人県民税は債権として認識はしておらず、広島県のみが債権に計上している。県が計上している「特別徴収に係る個人県民税」は、資産性に疑問があり、「財産に関する調書」への計上の妥当性について検討する必要がある。</p>	<p>〔会計管理部〕〔総務局〕 「特別徴収に係る個人県民税」の、当年度5月に確定し、翌年度に調定される翌年4月、5月分の特別徴収税額については、貸付金のように金銭支出時に資産性を認識するものではなく、調定によって初めて資産性が認識されるので、調定されない限り、資産(債権)として計上すべきものではないとの指摘であるが、「特別徴収に係る個人県民税」については、当年度5月に、翌年度5月までの向こう1年分の納付税額の確定(賦課決定)を行っており、この時点で県にとっての資産性(金銭の給付権)が確定するものである。 地方自治法上、金銭の給付を目的とする債権であれば、「決算書」又は「財産に関する調書」に計上しなければならないことから、当年度に調定される当年6月から3月分は「決算書」に、翌年度に調定される翌年4月、5月分は「財産に関する調書」に計上しているところであり、正当な処理であると認識している。</p>

<p>●審査の定期的な点検 (報告書 P13, P27, P75)</p> <p>【意見】 財務諸表分析, 現地調査及びインタビュー等を頻繁に行い, 貸付先の異常な変化を早期に発見する方法を検討することが必要である。</p>	<p>〔商工労働局〕 貸付先組合の財務諸表の主要な財務データを電子化し, 分析可能な形に取りまとめ, 財務状況を把握するとともに, 機会を捉えて, 情報収集に努めている。</p>
<p>●分割償還の選択 (報告書 P13, P27, P76)</p> <p>【意見】 「高度化資金」の償還については, 年1度の償還では, 金額が多額となり, 返済が加重になるため, 月賦償還への変更を考えるべきではなからうか。月賦償還でなくとも, 貸付先の事情に応じた年何回かの分割返済を認めることも必要と思われる。</p>	<p>〔商工労働局〕 貸付先組合からも特に要望が無く, 高度化事業制度(中小機構制定)の償還方法が年賦あるいは半年賦と定められているため, 年賦償還を継続している。また, 機会を捉え, 貸付先組合の情報収集に努めている。</p>
<p>●余剰資金の回収 (報告書 P14, P27)</p> <p>【意見】 県は, 広島県土地開発公社に対する貸付金に対し, 土地の先行取得に係る資金の未使用分である1億91百万円を貸付台帳で認識していながら, 13年間も資金回収を放置している。しかも, これは, 「無利子」であるから, この貸付金は, 時間的な価値を考慮するとかなりの金額が毀損している。資産を健全に保全するという観点から, 県は, 余剰資金を早期に回収することが必要である。</p>	<p>〔土木局〕 「用地取得に関する協定書」第8条に基づき, 県が土地を再取得した後に貸付金の全額を一括で回収する計画であるため, これまでは貸付金未使用分の回収は行っていない。貸付金未使用分の回収について検討に努めているところである。 なお, 「公共事業用地先行取得資金貸付契約書」第2条により, 貸付金は無利息であるが, 同契約書第5条第2項に基づき, 貸付金の未使用分の運用利息について, 土地開発公社から毎年支払を受けている。</p>
<p>(4) 利子の管理手続</p> <p>●不採算となっている貸付制度の休止 (報告書 P14, P30, P76)</p> <p>【意見】 「高度化資金」は, 県にとって, リスクのみ大きい貸付制度であり, 先述したように時代の需要にミスマッチとなっていることも考え合わせると, この貸付制度そのものの休止を考える必要がある。</p>	<p>〔商工労働局〕 資金調達手段の乏しい中小企業の集団化など大規模な事業に対する支援手法として有効であるため, 慎重な審査を経た上で貸付を行うこととし, 事業の取扱いは継続している。</p>

<p>●違約金徴収手続の遵守 (報告書 P14, P30, P77)</p> <p>【意見】 「高度化資金」において、元金が返済され、違約金がある場合、速やかに違約金の調定を行うという原則的な手続は、遵守されなければならない。</p>	<p>【商工労働局】 違約金未調定であった3件のうち、2件については違約金を確定し、調定を行った。残る1件については連帯保証人相続人の資力調査中であり、引続き、速やかな違約金確定に取り組む。</p>
<p>●県有財産（債権）計上可能性の検討 (報告書 P14, P31, P86)</p> <p>【意見】 将来、県の歳入となる未収利子のうち、翌年度以降に調定され収入されるべき確定債権については、県有財産である債権として、資産計上する必要がある。</p>	<p>【農林水産局】 農林振興センターへの貸付金利子について、利子額がすでに確定しているものについては、債権として資産計上し、是正した。</p>
<p>(5) 債権保全手続</p> <p>●担保評価基準の策定 (報告書 P15, P32, P79)</p> <p>【意見】 担保評価は、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」を考慮して、合理的根拠がある場合を除いて、少なくとも「評価額」の70%以下の掛け目を使用するよう、規定の改正を行うことが望ましい。</p>	<p>【商工労働局】 条件変更時の担保再評価の基準を策定し、債権管理マニュアルに明記した。</p>
<p>●無担保融資 (報告書 P15, P32, P87)</p> <p>【意見】 「財団法人広島県農林振興センター貸付金」、「広島県土地開発公社貸付金」、「広島高速道路公社貸付金」に無担保融資の事例がある。 無担保融資については、債権を保全する必要性がないことに対する検討過程の記録を残しておくことが必要である。</p>	<p>【農林水産局】 (財団法人広島県農林振興センター貸付金) 今年度から、貸付の起案の際に、担保の必要性がないことについての整理を行うこととし、平成23年11月4日付けの貸付決定から実施している。</p> <p>【土木局】 (広島高速道路公社貸付金) 今年度から、貸付の起案の際に、担保の必要性が無いことについての整理を书面化することとし、平成23年10月28日付けの契約より実施している。</p> <p>(広島県土地開発公社貸付金) 今後、貸付の起案の際に、担保の必要性が無いことについての整理を书面化することとし、平成23年3月31日付けの変更契約より実施している。</p>

<p>(6) 債権評価手続</p> <p>●資産評価制度の確立 (報告書 P15, P33～, P79)</p> <p>【意見】</p> <p>県全体で行っている「カテゴリー1, 2, 3」という債務者の区分及び商工労働局での債務者の区分である「正常債権, 条件変更債権, 滞納債権」は, 資産評価に結びついていない。債務者の区分に応じた債権の評価を行い, 債権の回収可能性を評価する制度の確立が必要である。</p>	<p>〔商工労働局〕</p> <p>「高度化資金」貸付においては, 正常先, 条件変更先, 滞納先に区分し, それぞれの区分に応じて, 連帯保証人等の資力や担保物件の定期的な再評価等を行うことにより, 回収可能性を踏まえた審査を行っている。</p>
<p>(7) 債権回収手続</p> <p>●「広島県債権管理会議」のあり方の再検討 (報告書 P16, P35, P51～)</p> <p>【意見】</p> <p>広島県債権管理会議は, 収入未済の回収の効率化に特化しているだけで, 貸付金を包含した県単体及び県出資法人を含めた債権管理の合理的かつ体系的な改善会議が行われているとはいえない。また, 開催頻度も年1回から2回であり, 討議される時間もほとんど1時間以内である。このような状況では, 債権管理会議の存在意義がないのではないかと思われる。内容を一新して, 実務者レベルの実りある意見交換を行うことが必要である。</p>	<p>〔総務局〕</p> <p>実務者レベルでの意見交換については, 平成23年8月に, 債権管理機関や関係局幹事課の担当者で構成する「広島県債権管理フォローアップスタッフ会議」を設置し, 債権管理機関が, 効果的・効率的に滞納債権の回収を促進できる環境づくりや仕組みづくりについて検討し, 具体的方策や改善策の策定について協議を行っている。</p>
<p>●県を横断する債権回収専門部門の制定 (報告書 P16, P36)</p> <p>【意見】</p> <p>民間のサービスの活用に代わって, 県全体の不良債権の回収を専門的・集中的に担当する債権回収部門を新設することも検討する必要がある。具体的には, 県の組織の中に「県版サービス」とも呼べる部門を新設することである。現実には多くの金融機関を参考にすると, 回収が困難な債権が発生した場合, 通常の営業店から分離して専門的な回収管理を行う部門に債権を移すことが制度化されている。正常な債権回収過程から逸脱した債権は, 通常の回収管理者では手に負えないことが多い。県の組織でも, 法律や会計に詳しい専門家を養成し, 粘り強い回収手続を行うことが必要と思われる。</p>	<p>〔商工労働局〕</p> <p>県の各貸付金は, 政策的な融資であり, 貸付制度の趣旨や貸付対象などが様々であり, 全ての貸付金回収を一括管理することは困難である。</p> <p>このため, 経営革新課においては平成18年度から民間サービスを活用し, 回収促進を行うとともに, 債権回収に係る各種研修への参加, 税務課債権回収支援担当や顧問弁護士と連携を密にすることにより, 専門的ノウハウの蓄積を行っている。</p>

●不適切な弁済制度に基づく貸付金

(報告書 P16, P36)

【意見】

財団法人広島県農林振興センターにおける分収造林契約では、森林の売却による資金の回収は、植林後 40 年後、55 年後及び 70 年後なのに、弁済は、30 年後又は 60 年後に行わなければならないという矛盾を含んだ弁済計画になっている。したがって、県は、先ず、減損会計による森林経営勘定の資産の時価評価を具体的な最新の資料に基づき再計算し、分収造林による回収資金を正確に見積もる必要がある。平成 21 年度末の立木の時価評価は 248 億円となっているが、これの計算過程を見直す必要がある。この算出根拠は、現在までに、経営改善策として実施されてきた分収割合の変更や長伐期化等の取り組みが反映されておらず、将来の伐採計画等と不整合となっており、現状を反映しているとは思えないからである。次に、ミスマッチとなっている回収資金の回収金額と回収時期に合わせて、財団法人広島県農林振興センターに対する貸付金の償還金額と償還時期の条件変更を行う必要がある。そうして、最後に、資金の不足する金額を確定する必要がある。この不足資金は、株式会社日本政策金融公庫からの借入金に対して損失補償を行っている県が負担する可能性もある。それゆえ、平成 20 年度決算において、損失補償等引当金として想定している 124 億円が今後も妥当かどうかの検証も早急に行う必要がある。

いずれにしても、この財団の借入金償還原資とこれに対応する県の貸付金の回収時期のずれは、大きな矛盾をはらんでおり、現状のままだと、資金ショート発生の確率は非常に高いと思われる。特に、貸付金の「適切な弁済計画」を策定することの必要性は、昨年度も、「包括外部監査の意見」で指摘した。

〔農林水産局〕

分収造林事業地に係る現地調査を平成 22 年度中に終了し、現在、調査結果の精査及び森林資産の評価を行っているところである。

今後、精度の高い長期収支見込みを作成するとともに、これに基づいた、抜本的な経営改善骨子を作成し、早期に県の対応策を含めた経営改善計画を策定する。

●県税の収入未済に対する意見
(直接徴収制度の当面の課題について)
(報告書 P16, P36)

【意見】

直接徴収制度の採用については、平成 21 年度の三原市、竹原市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市、江田島市及び熊野町の 8 市町に止まらず、広島県全 23 市町すべてで行うべきであり、特に、個人住民税の 46%を占める広島市と 8%を占める呉市の参加が望まれる。

広島市は、県に要請しなくても自己で徴収できるとして非協力的であるが、お互いの税収確保に有効な方法である以上、協力して税収確保に努めるべきであり、県もそのように働きかけるべきである。

〔総務局〕

県の直接徴収制度は、市町から職員を受け入れるとともに滞納案件を市町から県に引き継ぎ県職員とともに滞納整理に当たるものであるため、市町からの職員派遣がされない場合は当該市町に対して制度実施ができない。

特に小規模自治体では徴収職員の配置が少なく県への派遣が困難なため、これ以上の実施拡大は望めない状況にある。

そうした状況の中、個人県民税の収入未済額縮減に向けた取組については、市町と協働し、連携を強化しながら実施しているところである。

これまでの連携強化の働きかけの結果、平成 23 年度は竹原市、尾道市、福山市及び東広島市の 4 市で引き続き直接徴収を実施しており、県への職員派遣が困難な市町等（9 市 2 町）に対しては、市町の要望に応じて県職員を市町へ派遣し徴収指導等を行う巡回型併任徴収を実施しているところである。

今年度は新たに呉市及び庄原市においても巡回型併任徴収を実施することとなったところである。

広島市については、現在直接徴収・併任徴収の要望がないため、これらの実施にはいたっていないが、連携については様々な提案を行ってきているところであり、今後も引き続き、県及び県内全市町で構成する地方税徴収対策推進協議会において連携を図っていくとともに、より効果的な連携策を検討していく。

●県税の収入未済に対する意見
(地方税滞納整理機構について)
(報告書 P17, P37)

【意見】

地方税滞納整理機構の設立は、全国レベルの流れであり、広島県においても 24 県市町のうち 17 市町が前向きな意向を示している。地方税滞納整理機構の設立により、県や市町は役割分担をすることで滞納整理事務を計画的かつ効率的に実施することができる。また、現在の直接徴収制度においても、職員育成と税収確保に取り組み、実績も上げているところでもあるが、当該機構が行う研修や個別相談などの対応、機構に派遣されていた職員が県や市町に戻り徴収技術を伝えることなどによって、県や市町の徴収組織や担当職員の資質向上がより期待でき、これらの相乗効果と滞納処分などに特化した専門組織である機構の直接的効果により滞納整理が促進されることも期待できる。

直接徴収制度も、一定の成果が認められ有効な制度であると思われるが、滞納整理事務のより効率的な効果が期待される全県型の地方税滞納整理機構の設立が望まれる。

〔総務局〕

地方税滞納整理機構の設立については、地方税の滞納整理を行う組織設立の全国的な流れを受け、平成 21 年度に 4 県を選定して実態調査を行い、広島県での設立を検討したが、それぞれの府県に一長一短があり、組織設立はかならずしもメリットのみではないことが判明した。

今年度は新たに先進的な京都地方税機構を参考に掘り下げて検証した結果、徴収業務の高位平準化や重複事務の省力化等によって得られる効果よりも、県市町の税務電算システムの改修や機構電算システムの開発などに伴う初期投資及び保守管理費などの運営費が大きく、また、両システム間でのデータ交換業務が発生するなどの課題も判明した。

個人住民税対策として現在行っている直接徴収・併任徴収の今年度の意向調査の中で、市町から地方税滞納整理機構に対する声もないことから、現行の徴収対策のより一層の拡充を図っていく。

●**県税の収入未済に対する意見**
(全国平均より収入率が低位の税目についての
原因分析について)
(報告書 P18, P38)

【意見】

県は、個人事業税及び法人事業税についての収入率が全国的にみて低位の原因分析は行っているが、その原因分析は十分に説得性の得られる結論とはなっておらず、県の収入率が全国的に見て「何故低位なのか。」という問いに対して、十分な回答となっていない。厳密な原因分析を行い、収入率アップに結び付く方針を打ち立てることを望む。ここ数年間、個人事業税をはじめ法人事業税、不動産取得税等が全国平均より低い収入率で推移している理由は、原因分析が十分な結論に至っておらず、有効な対応策が採られていないためだと思われる。

〔総務局〕

全国平均より収入率が低位の原因分析は、従前から詳細な分析を試みているものの、材料となる資料が乏しく、十分に説得性のある結論を導き出すことは困難な状況である。

しかしながら、収入未済発生に大きな影響を及ぼす主な要因は、個人事業税であれば随時賦課分、法人事業税、不動産取得税であれば、大口滞納案件であり、これらについて収入率向上に向け、次の方針により措置を講じている。

個人事業税については、重点徴収税目として定め、早期催告するなどして滞納整理の早期着手に努め、平成 23 年 11 月末時点で前年収入率を 3.2%上回る状況にある。

高額な滞納が発生しやすい法人事業税や不動産取得税など大口滞納事案については専門の担当部署において早期滞納整理を図るとともに、個別困難事案等については徴収担当課長等を中心とした内部検討会により滞納整理方針を定め、組織的な滞納整理を促進するなどして、収入率向上に努めている。

また、県税の収入未済額削減目標（昨年度決算時点の個人県民税を除く県税の収入未済額から 2 億円を削減）を定め、収入未済額削減促進も努めている。

更に、今年度本格稼働した徴収支援システムによる滞納者情報の共有化及び情報の蓄積を図り、円滑な滞納整理の促進に努めている。

<p>●県税の収入未済に対する意見 (コンビニ納付の拡大について) (報告書 P18, P38)</p> <p>【意見】 コンビニ納付の導入により、金融機関や税務署の窓口が開いてない夜間や休日においても納税が可能となるほか、従来の約4万箇所の金融機関に加え、4万箇所を超えるコンビニでの納付が可能となるなど、納税者の利便性の向上が図られると同時に、県税収入の確保に資すると考えられる。県では、他の税目についても検討しているところであるが、現在自動車税のみがコンビニ納付の対象となっている。 自動車税に限らず、国税と同様、賦課課税方式による個人事業税・不動産取得税や督促・催告を行う場合、確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合においても、コンビニ納付を可能とするべきではないか。 また、個人住民税の普通徴収についても、県は徴税主体ではないが、コンビニ納付が可能となるよう県内の市町に働きかけることが望ましい。</p>	<p>〔総務局〕 県民の納税機会の拡大及び利便性向上を図り、県税収入の確保に資するため、次の項目について、平成24年度から実施できるよう準備を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パソコンなどを利用して納税できる電子納付の導入 ○ コンビニ納付の対象税目の拡大(個人事業税、不動産取得税) ○ 口座振替納税が可能な金融機関にゆうちょ銀行を追加 <p>また、市町に対しては、手数料等の費用負担の問題もあり、各団体の判断によることとなるため、引き続き協議会などで情報共有していく。</p>
<p>●県税の収入未済に対する意見 (タイヤロックの使用について) (報告書 P19, P39)</p> <p>【意見】 県では現在タイヤロックの器械を10台保有しているが、その使用頻度はごく僅かである。使用者と保有者が違うなど即実施できるケースは少ないとはいえ、あまりにも使用頻度が低い。 マスコミなどに取り上げてもらい宣伝効果をそれなりに狙っているようではあるが、実施頻度を高め、滞納者に厳然と対処する姿勢をみせることは徴収率アップのためには重要なことである。滞納予備軍に対しても牽制効果があると思われるため、タイヤロックの実施頻度を高め、有効に活用することが望ましい。</p>	<p>〔総務局〕 滞納整理に当たっては、案件に応じ最も効果的なものの差押を行っており、タイヤロックもその手法の一つである。自動車の差し押さえについては、タイヤロックが有効であるため、納税に応じない滞納者に対しては毅然とした対応でタイヤロックを行っているところである。 タイヤロックの使用頻度が低いことについては、所有権留保により対象となる自動車の絶対数が少ないこと、実施に当たっての内偵調査や当日の搜索体制の構築等の手間と従事人員などから、比較的費用対効果が低いため、なかなか実施に至らない状況があるからである。 そうした状況の中、費用対効果を考慮すれば、やみくもに多数実施するよりも、実施についてのマスコミ報道による「象徴的な使用による波及効果」を図ることが滞納予備軍に対する牽制効果、費用対効果が優れていると考える。 また、今年度は11月末現在で3事務所(分室)において、延べ3件のタイヤロックを実施したほか、差し押さえた自動車1台をインターネット公売により換価し、税に充当している。</p>

<p>●ファイリング方法の改善 (報告書 P19, P39, P80)</p> <p>【意見】 県のすべての部局に共通する事項であるが、貸付時の経緯やその後の回収状況等を貸付先ごとにファイリングすることが債権回収の適切な管理には必要である。「連年管理」が行えるようにファイリング方法を再検討する必要がある。</p>	<p>〔商工労働局〕 滞納先に係る文書については事業課で保管している。 滞納先以外に係る文書については事業課での保管スペースに限りがあるため、今後総務局に引き継ぐ文書について、引継ぎ文書保管箱ごとに内訳を外書きするなど、検索を容易にするための工夫を行うこととする。</p>
<p>(8) 償却処理手続 ●県議会の議決による債権放棄の促進 (報告書 P19～, P41～)</p> <p>【意見】 県のすべての部局に共通する事項であるが、客観的に回収不能と判断されるが、債権者、連帯保証人や相続人が存在しているため、償却処理(不納欠損)されていない債権を県の債権として毎年表示することは、誤った数値を県民に公表することになる。現在の規則等にしばられた償却処理(不納欠損)ではなく、一般の企業会計に準じた方法での償却処理(不納欠損)を行うべきではなからうか。</p>	<p>〔総務局〕 税外債権の徴収整理については、安易な権利放棄を避け、適切な徴収努力を尽くす観点から、権利放棄は、時効期限が到来した場合であっても、債務者が死亡又は行方不明の場合に限定していた。 しかしながら、平成 11 年度以降、県税に準じた滞納整理の手続きを徹底し、債権の回収と時効中断の措置を図ってきた結果、現在、やむを得ず時効期限が経過した債権は、事実上、回収不可能な滞留債権のみとなっている。 このため、実態に即して、税外債権の徴収整理をより効率的に進めるため、国における税外債権の取扱いに合わせて権利放棄の基準を見直し、平成 23 年 12 月定例県議会からは、適正な徴収手続きを経たにもかかわらず時効期限が到来した債権については、全て権利放棄することとしたところである。</p>
<p>【意見】 県のすべての部局に共通する事項であるが、法人税基本通達 9-6-3 (一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)の取扱いを参考にして回収事務の効率性を改善すべきであり、客観的に回収不能と判断される債権については、議会の議決を経て償却処理(不納欠損)を早期に実施することが必要である。</p>	<p>〔健康福祉局〕 母子寡婦福祉資金貸付金については、他の税外債権と同様に、回収努力を行った上で、なお回収不能となった場合は、議会の議決を経て、権利放棄しているところである。 その放棄の範囲に関する基準について、従前は、時効期限が到来しても、債務者が死亡又は行方不明の場合に限定していた。 しかしながら、より実態に即した整理を行う必要があることから、税外債権における国の取扱基準の考え方に合わせて基準の見直しを行い、平成 23 年 12 月定例県議会からは、適正な徴収手続きを経たにもかかわらず時効期限が到来し、事実上回収不能となった債権については全て権利放棄することとしたところである。 (平成 23 年 12 月定例県議会において、14 人、約 667 万円の権利放棄の議決を得て、不納欠損処理を進めている。)</p>

<p>【意見】 病院事業会計では、平成 18 年以降、償却処理（不納欠損）を行っていない。 これは、最高裁判例で、公立病院で行われる診療報酬の債権は、公法上の債権ではなく、私法上の債権とされたため、県は、議会の議決もしくは債務者等による時効の援用を待って償却処理（不納欠損）を行わざるを得なくなったためである。このように、債権者等による時効の援用を待っていたのでは、滞留債権は、永久に増え続ける結果となる。県議会の議決を得て、債権放棄を行い、滞留債権を直接償却することが最も望ましい。</p>	<p>〔病院事業局〕 税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、回収努力を行った上で、なお回収不能となった債権について、権利放棄することとし、平成 23 年 12 月定例県議会において、議決を得たところである。</p>
<p>【意見】 土地造成事業会計に見られる収入未済については、私法上の債権であるため、時効は 10 年である。法的には、時効の援用が必要であるため、相手が不存在である事例では、「債務者が、時効の完成を利用する。」という意思表示が得られないことから、償却処理（不納欠損）は実施できないというのが県の回答である。回収不能が明確な私法上の債権に関しては、法的な時効の完成を待たず、早期に議会の議決を経て、償却処理（不納欠損）を実施することが望ましい。</p>	<p>〔企業局〕 A 社に対する収入未済 2 億 8 千 5 百万円については、同社の所在の調査を継続してきたが、確認できず、平成 23 年 1 月 25 日に時効期限が到来した。 このため、当該債権は事実上回収不能であると判断し、平成 23 年 1 月 25 日定例県議会において議決を得て権利を放棄したところである。</p>
<p>（9）損失補償・債務保証の管理・報告手続 ●巨額の連帯保証契約の存在 （報告書 P20～、P43～） 【意見】 共同発行地方債で、県は、広島市及び多数の地方自治体と連帯保証契約を締結しており、他の地方公共団体の財政状況が悪化した場合は、県が債務を負うことになる。基本協定で他団体の損失負担は負わない契約を締結しており、償還に備えての積立も実施されているため、県が現実的に債務を負う可能性は低いものの、約 8 兆円にも上るこの連帯保証契約締結の存在を県民に積極的に公表することが望まれる。</p>	<p>〔総務局〕 議会に提出している予算説明書上「債務負担行為」の「地方債の共同発行によって生じる連帯債務（共同発行市場公募地方債）」欄に、連帯債務額を記載している。（平成 23 年度当初予算上、11 兆 1,960 億円。） また、地方公会計制度に基づき作成する財務書類のうち貸借対照表の「債務負担行為に関する情報」欄にも記載している。 さらに、当該貸借対照表等財務書類は県のホームページ上で公表しているところである。引き続き、県民に対して積極的に公表するよう努める。</p>

●実質債務超過に関する財務情報の提供
(報告書 P2～, P44, P152)

【意見】

県は、「経営情報説明資料」等により県出資法人の経営状況について情報公開を行っているところであるが、広島県農林振興センターについては、県民に適切な情報提供をするために、県出資法人の資産の回収可能性を適正な会計処理によって再評価し、「実質的に債務超過かどうか。」、さらに「県の損失を肩代わり（損失補償）の可能性はあるかどうか。」等、資産の回収可能性について、よりわかりやすく伝達できるよう、懇切かつ丁寧な財務情報を県民に提供する必要がある。

〔農林水産局〕

分収造林事業等の森林資産の回収可能性については、事業期間が超長期等のため、特殊な会計処理が必要であることから、全国の林業公社、公認会計士、府県の代表等で構成する委員会において、平成 23 年 3 月に林業公社会計基準が策定された。この基準については、これまでの財務諸表中の注記に記載している森林資産評価と比較し、資産の回収可能性がよりわかりやすい情報となるか等を含め、適用について、現在、検討しているところである。